

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第193号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年9月17日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R2.〇〇〇〇〇土地改良区、〇〇土地改良区に対して国県の特別検査又は定期検査に関する書類全部 法人検査課、農山漁村振興課、農林水産部阿南」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年10月1日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「令和2年8月25日付け立案文書「検査復命書及び検査書の交付について（〇〇土地改良区）」（以下「本件書類」という。）と特定し、条例第8条第2号に該当する情報を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年10月6日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年2月26日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

本来あるべき書類、法人検査課が定期検査し指導書を書留で提出している。改良区から返答書類が来ているはずなので出せ。又、R2年8月30日、同年8月31日 国県市が、〇〇土地改良区の理事長が、公金横領の立会した中で、その書類がないので出せ。又、担当者 〇〇がR2. 8/30日は、土地改良区には〇〇課長補佐がいったと証言している中で、〇〇課長補佐は 多面事業であり、行ってないと証言した為、

審査会で口頭意見陳述をお願いする。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、審査請求人が公文書公開請求した書類を、本件書類であると特定した。

書類に含まれている令和元年度決算額は、総会の議決を経ておらず、案の段階であるため、公にすることにより、団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため条例第8条第2号により非公開とした。

審査請求人は審査請求の理由として実施機関が定期検査し指導書を書留で提出しており、改良区から返答書類が来ているはずなので、その書類を公開するよう求めている。実施機関においては、〇〇土地改良区に対し、令和2年8月31日付けで令和2年7月に実施した定期検査の検査書を送付するとともに、令和2年11月6日までに検査回答書を提出するよう通知しているが、本件請求があった令和2年9月17日時点においては、〇〇土地改良区から検査回答書は提出されていない。また、〇〇〇〇土地改良区については、そもそも定期検査を行っていない。

さらに、審査請求人は、令和2年8月30日、同年8月31日に国県市が〇〇土地改良区の理事長が公金横領した件で立会した際の書類を公開するよう求めているが、実施機関は審査請求人が主張する立会を行っておらず、審査請求人が主張する内容の書類は作成していない。また、実施機関が保管するファイルや書庫を複数名で確認したが、審査請求人が主張する内容の書類は保有していなかった。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和3年 2月26日	諮問
同 7年 5月27日 第3部会 (第20回)	審議
同 年 6月30日 第3部会 (第21回)	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る対象公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る公文書を第2の2のとおり特定し、非公開情報を除いた部分を公開する本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は、「あるべき書類」が存在する旨主張しており、実施機関が特定した公文書に不足があるとして、公文書の特定を争っているとして解されることから、本件請求に係る対象公文書の特定について、以下検討する。

(1) 土地改良区の検査について

都道府県知事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等を遵守させるために必要があると認めるときは、土地改良区の業務若しくは会計の状況を検査することができることとされている（土地改良法（昭和24年法律第195号）第132条第1項）。

徳島県では、徳島県土地改良区等検査要綱第4条の規定に基づき、土地改良区に対して、原則として3年ごとに定期検査を実施するとともに、特に必要があると認めた場合に特別検査を実施することとし、土地改良法第133条第1項の規定に基づき、当該土地改良区の組合員等から請求があった場合に、請求検査を実施することとしている。

検査終了後には、徳島県土地改良区等検査実施要領（以下「検査要領」という。）第10条の規定に基づき、是正又は改善すべき点を記載した検査書が、検査を受けた土地改良区に交付され、当該土地改良区からは、検査指摘事項に係る見解や今後とるべき方針等を記載した検査回答書が実施機関に提出される。

(2) ○○土地改良区及び○○○○土地改良区に対する検査について

実施機関の弁明によると、令和2年1月1日から本件請求のあった同年9月17日までの間において、実施機関が○○土地改良区に対し実施した検査は、同年7月に実施した定期検査のみであり、○○○○土地改良区に対しては、検査を実施しなかったとのことである。

(3) 検査回答書について

当審査会において本件請求に係る公文書を見分したところ、実施機関は、○○土地改良区に対し、令和2年8月31日付けで令和2年7月に実施した定期検査の検査書を送付するとともに、令和2年11月6日までに検査回答書を提出するよう通知したことが認められる。

本件請求があった令和2年9月17日時点においては、検査書が送付されてから1月足らずしか経過しておらず、検査回答書の提出には改良区内での意思決定等の一定の手續に相当の日数を要することを考慮すると、○○土地改良区から検査回答書は提出されていないとしても不合理ではない。

(4) 本件請求に係る対象公文書の特定について

したがって、実施機関が本件請求に係る公文書を「令和2年8月25日付け立案文書「検査復命書及び検査書の交付について（○○土地改良区）」と特定したことは、妥当なものとして認められる。

2 実施機関が非公開とした部分について

本件請求に係る公文書を当審査会において見分したところ、本件処分において実施

機関が非公開とした部分は、いずれも条例第8条第2号に掲げる非公開情報に該当するものと認められることから、当該非公開としたことについての実施機関の説明に、特に不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	